

証券コード 6074
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長 藤木 孝夫

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.jss-group.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジェイエスエス」又は「コード」に当社証券コード「6074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
12階 1202会議室
（前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第48期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

<株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止について>

株主総会の運営にあたり以下の対応を予定いたしております。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

- ◎株主総会の運営スタッフは、マスク着用での対応、アルコール消毒液の使用のご協力を株主様へお声がけさせていただくなどの措置を講ずる場合がございます。
（当社役員もマスクを着用させていただく場合がございます。）
- ◎今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.jss-group.co.jp/>

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことに伴い、経済活動が正常化しつつあったものの、7月以降変異株による感染者急増により人の流れや個人消費に落ち込みが見られ、さらに原材料価格や光熱費の上昇およびウクライナ情勢の長期化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、季節ごとの入会キャンペーンおよび短期教室、体験会等により、休会者の復帰促進および退会防止、入会者の確保に努めたものの、依然当社事業への影響が払拭できない状況が続きました。

また、近年の水道光熱費および燃料費高騰への対応として、2022年10月から燃料代として、1会員につき月額400円の徴収を実施し、収益の改善を図りました。

企画課外活動につきましては、行動制限がない状況において、旅行企画および選手強化合宿等、宿泊を伴うイベントを再開した他、自社施設内で行う練習会等を地域の感染状況に応じて実施することで収益の確保に努めました。

その他の営業施策につきましては、大人会員集客の施策として、国内特許を取得した自社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせたオリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」について、体験会等の販促および一部事業所において有料プログラムの提供を行いました。

また、2022年4月に中高生を対象とした、楽しく水泳に取り組むことで仲間づくりを支援し、ストレス解消により勉強への集中力を高める事などをコンセプトとしたクラス「JSS部」を開設し、小学校卒業を機に退会する傾向がある高学年の在籍延長と、既にスイミングを卒業した元会員に対する再入会へ向けた取り組みを進めました。

選手強化面におきましては、2022年6月にハンガリー・ブダペストで開催された、第19回世界水泳選手権大会において、競泳では難波実夢選手（JSS）が出場し、200mリレーで8位入賞となりました。

飛込においては、玉井陸斗選手（JSS宝塚）、荒井祭里選手（JSS宝塚）、板橋美波選手（JSS宝塚）が出場し、玉井陸斗選手が高飛込で史上最年少での銀メダル、荒井祭里選手が高飛込で6位入賞、また同選手と板橋美波選手のペアが10mシンクロナイズドで4位入賞となりました。

また、2022年8月の第98回日本選手権水泳競技大会飛込競技において、玉井陸斗選手が、高飛込で優勝、3m飛板飛込で3位、荒井祭里選手が高飛込で優勝、板橋美波選手が高飛込で準優勝、また同選手と荒井祭里選手とのペアが10mシンクロナイズドで優勝、伊熊扇李選手（JSS宝塚）が1m飛板飛込で優勝、3m飛板飛込で5位、伊藤洸輝選手（JSS宝塚）が3m飛板飛込で6位、また同選手と伊熊扇李選手とのペアが10mシンクロナイズドで準優勝となりました。

2022年12月の第16回FINA世界水泳選手権(25m)においては、競泳の難波実夢選手（JSS/近畿大学）が800m自由形3位で日本新記録、1500m自由形で準優勝となりました。

発達支援事業（JSS水夢）につきましては、2014年9月に開設、2021年4月にJSS山本スイミングスクール（大阪府八尾市）の隣接地へ移転を行って以降、児童発達支援および放課後等デイサービス事業を通じ、子供達に対する個別支援を行う事で地域に貢献をしながら順調な運営を行い、2022年12月には2事業所目となるJSS水夢北神戸（神戸市北区）を開設しました。

人材の育成および確保につきましては、近年人材獲得競争が激化するスイミングスクール業界において、求職者および従業員に対し、スイミングスクール運営企業で唯一の上場企業としての強みを活かした魅力ある労働環境の整備や教育環境の強化に努めました。

また、人材確保の取り組みとして、専門学校でスポーツ産業への従事を目指す学生に対し、当社事業の大人向け水中運動プログラムを体験する機会を設ける等、将来の当社就職希望者の発掘に向けた取り組みを実施いたしました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社100%子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、両社のノウハウ・経営資源を持ち寄ることで、両社の企業価値向上に資する効果的なシナジーをさらに強力に推進するため、以下の施策を進めてまいりました。

<ティップネスとの主な協業内容>

- JSS&Tipness関西マスターズ大会の開催
新たな取り組みとして、2022年10月29日に当社とティップネス社2社合同によるJSS &Tipness関西マスターズ大会を開催いたしました。
- オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の提供
ティップネスが持つオンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」を当社会員およびその家族向けに提供し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとしました。
- JSSキッズファミリープラン
両社が近隣に商圈を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用出来る「JSSキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上に繋がるものとなりました。
- 水中バイク、水中トランポリン体験会の実施
当社開発の水中バイクおよび水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせた、オリジナル性の高い水中運動プログラムの体験会をティップネスの事業所にて実施。ティップネス大人会員へ当社の新たな大人向けプログラムを提供する事で、当社に対する意見を収集し、更なるサービス力の向上を図り、今後の社外販売に向けた取り組みといたしました。
- 協業会議および分科会の定期開催
当社とティップネスとの情報交換の機会として、協業会議および各業務、テーマに沿ったより細分的な会議体としての分科会を実施しております。
- その他
商材や備品、電力等エネルギーの共同購入によるコスト削減や人事採用の情報交換等、両社の強みとスケールメリットを活かした様々な分野におけるシナジー効果を生み出す取り組みを協議し、実施するとともに、更なる施策の準備を進めてまいりました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は88,173人（前期比3.0%減）となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が78,902人（前期比3.0%減）、大人会員数が9,271人（前期比2.6%減）となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,073百万円（前期比6.9%増）、営業利益は425百万円（前期比47.0%増）、経常利益は430百万円（前期比50.7%増）、当期純利益は234百万円（前期比108.9%増）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は37百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

- ・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S 宇都宮スイミングスクール 建 物 4百万円

- ・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 45 期	第 46 期	第 47 期	第 48 期 (当事業年度)
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売 上 高	8,480	6,494	7,550	8,073
経 常 利 益	390	90	285	430
当 期 純 利 益	185	△440	112	234
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	47円86銭	△113円93銭	29円08銭	60円74銭
総 資 産	6,701	7,031	7,256	6,997
純 資 産	2,868	2,379	2,460	2,649

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の中長期的な成長および企業価値・株主価値の最大化に向けて対処すべき課題は、以下のとおりです。

① WEB会議システムを活用した社員教育や会議の推進による経費節減とスピードアップの実現

当社の事業所は全国に点在しており、社員研修や運営会議の招集には移動に要する時間とコストが大きな課題でした。

これらを改善するためにWEB会議システムを有効に利用し、経費節減とスピードアップの実現を図ります。

② オリジナル水中運動器具「水中トランポリン」とプログラムの開発・普及

当社開発の水中バイクおよび当社オリジナルの水中ウォーキングプログラムに加え、新たに水中トランポリンを導入することでオリジナル性の高い水中運動プログラムを提供し、大会会員の集客にも注力してまいります。これらのプログラムは高齢者特有の関節痛の緩和、改善にも効果が期待でき、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸にも役立てることで社会に貢献いたします。

③ オフィシャルサイトの充実によるブランディングと広告宣伝効率化

SEO対策（サーチエンジン最適化）やコンテンツマーケティング（オフィシャルサイト内にコラム掲載）などの施策により潜在顧客の掘り起こしを行います。

上記の他、各事業所ウェブサイト内容の充実を図り、WEBによる認知拡大とブランディングを推進します。

④ SEO対策（マップエンジン最適化）の推進

現在、企業HPのおよそ10倍のユーザー数があると言われるGoogleマップ内の情報（営業時間・キャンペーン情報・施設画像など）を充実させ、評価の引き上げや関連ワード検索に対して同業他社より上位表示させることで当社事業所の認知度向上を目指します。

これらの施策によりジュニアクラスの親世代や、成人会員のターゲットとなるシニア世代のスマホユーザーへのWEBアプローチを強化します。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

- スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- 旅行業
- 建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- 不動産の賃貸に関する事業
- 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S S スイミングスクール清田	北海道	33	J S S 白子スイミングスクール	三重県
2	J S S 釧路スイミングスクール	北海道	34	J S S スイミングスクール松阪	三重県
3	J S S 登別スイミングスクール	北海道	35	J S S 山本スイミングスクール	大阪府
4	J S S 岩見沢スイミングスクール	北海道	36	J S S さやまスイミングスクール	大阪府
5	J S S 北上スイミングスクール	岩手県	37	J S S 深井スイミングスクール	大阪府
6	J S S 盛岡スイミングスクール	岩手県	38	J S S 柏原スイミングスクール	大阪府
7	J S S あおやまスイミングスクール	岩手県	39	J S S エビススイミングスクール	大阪府
8	J S S 仙台スイミングスクール	宮城県	40	J S S 東花園スイミングスクール	大阪府
9	J S S 南光台スイミングスクール	宮城県	41	J S S スイミングスクール松原	大阪府
10	J S S 秋田スイミングスクール	秋田県	42	J S S スイミングスクールいずみ中央	大阪府
11	J S S いわきスイミングスクール	福島県	43	J S S スイミングスクール瓢箪山 J S S フィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
12	J S S 宇都宮スイミングスクール	栃木県	44	J S S スイミングスクールりもね	大阪府
13	J S S 所沢スイミングスクール	埼玉県	45	J S S 水夢八尾山本	大阪府
14	J S S 入間スイミングスクール	埼玉県	46	J S S 尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S 毛呂山スイミングスクール	埼玉県	47	J S S 大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S S スイミングスクールおゆみ野	千葉県	48	J S S 姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S 八王子スイミングスクール	東京都	49	J S S 宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S S スイミングスクール若葉台	東京都	50	J S S 水夢北神戸	兵庫県
19	J S S スイミングスクール立石	東京都	51	J S S 津山スイミングスクール	岡山県
20	J S S スイミングスクール鶴見	神奈川県	52	J S S 広島スイミングスクール	広島県
21	J S S ジャンボスイミングスクール	新潟県	53	J S S 大州スイミングスクール	広島県
22	J S S ジャンボインドアテニススクール	新潟県	54	J S S 廿日市スイミングスクール	広島県
23	J S S スイミングスクール中野山	新潟県	55	J S S 米子スイミングスクール	鳥取県
24	J S S スイミングスクール富山	富山県	56	J S S 松江スイミングスクール	島根県
25	J S S スイミングスクール高岡	富山県	57	J S S スイミングスクール出雲	島根県
26	J S S インドアテニススクール富山	富山県	58	J S S センコーススイミングスクール	香川県
27	J S S スイミングスクール本郷	富山県	59	J S S スイミングスクール高知	高知県
28	J S S スイミングスクールとなみ	富山県	60	J S S 姪浜スイミングスクール	福岡県
29	J S S 多治見中央スイミングスクール	岐阜県	61	J S S スイミングスクールちくご	福岡県
30	J S S スイミングスクール中川	愛知県	62	J S S スイミングスクール伊都	福岡県
31	J S S 比良スイミングスクール	愛知県	63	J S S 浦添スイミングスクール	沖縄県
32	J S S スイミングスクール守山	愛知県	64	J S S スイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S きたみスイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール	兵庫県
9	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
496名	18名減	39.7歳	14.4年

(注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。

2. 使用人数には、エリア正社員23名、契約社員28名を含んでおります。

3. 使用人数以外にアルバイト377名を雇用しております。

なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	836百万円
株式会社みずほ銀行	554百万円
株式会社京都銀行	302百万円
株式会社商工組合中央金庫	282百万円
株式会社三井住友銀行	152百万円
株式会社りそな銀行	38百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,026,056株
- (3) 株主数 1,499名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本テレビホールディングス株式会社	1,000,000	25.86
江崎グリコ株式会社	371,056	9.59
奥村 征 照	240,000	6.21
株式会社 S B I 証券	176,800	4.57
関 健 二	171,400	4.43
浜 本 憲 至	110,500	2.86
柿 沼 佑 一	100,000	2.59
キンビバレッジ株式会社	100,000	2.59
藤 木 孝 夫	94,000	2.43
J S S 従業員持株会	87,200	2.25

- (注) 1. 当社は、自己株式を158,403株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部・管理本部管掌
取締役	濱治雅弘	管理本部長
取締役	渡邊正樹	事業本部長
取締役	酒巻和也	株式会社ティップネス代表取締役社長 日本テレビホールディングス株式会社 上席執行役員
取 (常勤監査等委員) 役	久山志朗	
取 (監査等委員) 役	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取 (監査等委員) 役	浅野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
取 (監査等委員) 役	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役酒巻和也氏ならびに取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、久山志朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定するものとする。報酬体系については、金銭の固定報酬としての基本報酬のみを支払うものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭の固定報酬のみであるため、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を定めておりません。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会において取締役基本報酬の総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任するものとする。その権限の内容は、取締役会で承認された基本報酬の総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬額を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （一名）	99百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	13百万円 （5百万円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （3名）	113百万円 （5百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤木孝夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役酒巻和也氏は、株式会社ティップネスの代表取締役社長および同社の親会社である日本テレビホールディングス株式会社の上席執行役員を兼職し、当社と日本テレビホールディングス株式会社との間には業務資本提携契約が締結されております。
- ・ 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	酒 巻 和 也	株式会社ティップネスおよび日本テレビホールディングス株式会社で培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回出席し、当社経営に対し適切に意見することで当社のコーポレート・ガバナンス体制強化にも寄与されています。
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	長年にわたる国税庁での業務および税理士業務を通じて培った豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回のうち13回に出席し、取締役会において税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、また、監査等委員会14回のうち12回出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会14回のうち13回に出席し、取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。 また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) **内部統制システム全般**

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) **コンプライアンス**

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) **リスク管理**

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) **取締役の職務執行**

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) **監査等委員会**

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,583,747	流動負債	2,352,009
現金及び預金	1,276,996	支払手形	130,734
受取手形	3,961	買掛金	46,129
売掛金	105,349	1年内返済予定の長期借入金	551,352
商前品	113,051	リース債務	7,796
前渡金	2,500	未払金	205,252
前払費用	62,922	未払費用	353,081
その他	20,540	未払法人税等	103,437
貸倒引当金	△1,575	未払消費税等	269,921
固定資産	5,414,216	前受金	530,812
有形固定資産	4,536,263	預り金	31,453
建物	2,870,233	賞与引当金	97,794
構築物	94,958	その他の	24,243
車両運搬具	0	固定負債	1,996,496
工具、器具及び備品	19,067	長期借入金	1,615,659
土地	1,537,640	リース債務	17,319
リース資産	14,364	退職給付引当金	71,570
無形固定資産	12,424	資産除去債務	271,293
ソフトウェア	2,904	その他の	20,653
電話加入権	8,436	負債合計	4,348,505
その他	1,083	純資産の部	
投資その他の資産	865,527	科 目	金 額
投資有価証券	2,100	株主資本	2,649,458
出資金	13	資本金	330,729
長期貸付金	21,585	資本剰余金	125,665
長期前払費用	15,358	資本準備金	34,035
繰延税金資産	158,551	その他資本剰余金	91,630
敷金及び保証金	683,772	利益剰余金	2,293,235
その他	5,732	利益準備金	39,505
貸倒引当金	△21,585	その他利益剰余金	2,253,730
資産合計	6,997,964	繰越利益剰余金	2,253,730
		自己株式	△100,171
		純資産合計	2,649,458
		負債及び純資産合計	6,997,964

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,073,122
売上原価	6,695,668
売上総利益	1,377,453
販売費及び一般管理費	951,990
営業利益	425,463
営業外収益	
受取利息	503
貸倒引当金戻入額	2,303
退職給付引当金戻入額	443
助成金収入	2,276
受取事務手数料	4,226
その他の営業外収益	3,967
合計	13,720
営業外費用	
支払利息	7,271
和解金	1,500
その他の営業外費用	374
合計	9,146
経常利益	430,037
特別損失	
固定資産除却損失	275
減損損失	62,594
合計	62,869
税引前当期純利益	367,167
法人税、住民税及び事業税	101,819
法人税等調整額	30,409
当期純利益	234,939

株主資本等変動計算書

（ 自 2022年4月1日 ）
（ 至 2023年3月31日 ）

（単位：千円）

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	34,863	2,069,844	2,104,708	△100,171	2,460,931
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△46,411	△46,411		△46,411
利 益 準 備 金 の 積 立					4,641	△4,641	—		—
当 期 純 利 益						234,939	234,939		234,939
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	4,641	183,886	188,527	—	188,527
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	39,505	2,253,730	2,293,235	△100,171	2,649,458

項 目	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2,460,931
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△46,411
利 益 準 備 金 の 積 立	—
当 期 純 利 益	234,939
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—
当 期 変 動 額 合 計	188,527
当 期 末 残 高	2,649,458

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～34年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 3年～12年

② 無形固定資産

定額法

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに關する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

2. 重要な会計上の見積りに關する注記

(資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額 4,548,688千円

減損損失 62,594千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに關する情報

① 見積りの算出方法

当社は、事業所の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを事業所単位で行っており、

各事業所の営業損益が2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合等において、減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の測定については、当該資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することにしております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合計額及び使用価値の算定については、各事業所の営業継続期間の予測を当該事業所の主要な資産の残存減価償却期間等としております。この使用価値の算定には、過去の各事業所の営業損益を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた過去の実績に基づく今後の会員の入会動向、加重平均資本コストによる割引率等複数の仮定に基づいており、見積りの不確実性を伴うものであります。

なお、新規出店事業所の減損の兆候を把握する際は、初期費用の影響等から初年度は通常営業損失になるため出店後一定の猶予期間を設定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の影響等により翌事業年度以降の収益予測及び営業損益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	782,811千円
土地	1,537,640千円
計	2,320,451千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	551,352千円
長期借入金	1,285,952千円
計	1,837,304千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,150,499千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価

△1,491千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
ちくご事業所（福岡県筑後市）	直営店舗設備	建物、構築物他
東花園事業所（大阪府東大阪市）	直営店舗設備	建物、構築物他

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失62,594千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物56,556千円、その他6,038千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを2.06%で割引いて算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 158,403株

(3) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	23,205	6.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	23,205	6.00	2022年9月30日	2022年12月12日

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2023年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	23,205	利益剰余金	6.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 一 株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,082千円
退職給付引当金	21,886千円
賞与引当金	29,905千円
未払法定福利費	4,406千円
商品評価損	2,516千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	120,146千円
減損損失（土地・電話加入権）	54,250千円
未払事業税	10,945千円
未払事業所税	4,784千円
資産除去債務	82,961千円
その他	18,871千円
繰延税金資産小計	359,690千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△139,144千円
評価性引当額小計	△139,144千円
繰延税金資産合計	220,545千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△61,994千円
繰延税金負債合計	△61,994千円
繰延税金資産の純額	158,551千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割	3.7%
評価性引当金の減少	0.2%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない株式等は、取得原価をもって算定した貸借対照表価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,276,996	1,276,996	—
(2) 売掛金	105,349		
貸倒引当金（※1）	△1,575		
差引	103,774	103,774	—
(3) 長期貸付金（※2）	23,888		
貸倒引当金（※1）	△21,585		
差引	2,303	2,746	442
(4) 敷金及び保証金	683,772		
貸倒引当金（※1）	—		
差引	683,772	679,960	△3,811
資産計	2066,845	2,063,477	△3,368
(5) 支払手形	130,734	130,734	—
(6) 未払金	205,252	205,252	—
(7) 未払費用	353,081	353,081	—
(8) 長期借入金（※3）	2,167,011	2,150,117	△16,893
負債計	2,856,079	2,839,185	△16,893

（※1）売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金には、短期貸付金も含んでおります。

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプット説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 支払手形、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,100千円)は、市場価格のない株式等のため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,276,996	—	—	—
売掛金	105,349	—	—	—
長期貸付金	2,303	9,687	11,897	—
敷金及び保証金	13,050	14,510	48,000	246,311
合計	1,397,698	24,197	59,897	246,311

(注) 敷金及び保証金361,900千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	551,352	432,342	414,484	404,059	315,638	49,136
合計	551,352	432,342	414,484	404,059	315,638	49,136

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,716千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		当事業年度（千円）
貸借対照表計上額		
	期首残高	145,238
	期中増減額	△951
	期末残高	144,287
期末時価		125,962

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費951千円であります。

3. 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

10. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	直営事業 収入 (千円)	受託事業 収入 (千円)	企画課外 売上収入 (千円)	商品売上 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
一時点で移転される財	113,632	—	—	590,167	2,879	706,679
一定期間にわたり移転される財	6,222,072	736,273	380,148	—	—	7,338,494
顧客との契約から生じる収益	6,335,704	736,273	380,148	590,167	2,879	8,045,173
その他の収益	—	—	—	—	27,948	27,948
外部顧客への売上高	6,335,704	736,273	380,148	590,167	30,828	8,073,122

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

④商品売上

商品売上は、主にスイミングスクール各事業所における水泳用品や食料品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を会員等に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

⑤その他

その他は、主に契約における水泳指導業務委託料、テナントからの不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に受領しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	524,296千円	530,812千円

契約負債は、主に、スイミングスクール規約における会員からの前受金であり、対価については、履行義務が充足される前月内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	685円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	60円74銭

13. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応
じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	268,615千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	2,677千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	271,293千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC京都監査法人 京都事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	橋 本 民 子
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	立 石 祐 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

常勤監査等委員 久山志朗 ㊞

監査等委員 山脇幹雄 ㊞

監査等委員 浅野省三 ㊞

監査等委員 安達徹 ㊞

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三及び安達徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金1株当たり6円を含めた年間配当金は、1株当たり12円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は23,205,918円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	藤木孝夫 (1953年6月4日生)	1978年11月 当社入社 1999年7月 執行役員西部事業部長就任 2001年2月 役員待遇事業部長 2001年6月 取締役事業部長就任 2002年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
	<p>【選任理由】 藤木孝夫氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>		
2	奥村征照 (1941年6月13日生)	1979年4月 当社入社取締役就任 1985年8月 代表取締役社長就任 1999年6月 代表取締役会長就任 2008年6月 取締役会長就任(現任)	240,000株
	<p>【選任理由】 奥村征照氏は、当社入社以来、当社の経営に携わり、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	ふ り が な 氏 名 (生年月日) あ り た に ま さ の り 古 谷 政 徳 (1954年7月11日生)	1979年1月 当社入社 1999年7月 東部事業部中部地区マネージャー 2002年11月 役員待遇事業本部東日本担当部長 2003年6月 取締役事業部長就任 2008年2月 取締役事業本部長就任 2008年6月 執行役員事業本部長就任 2009年4月 事業本部長 2010年1月 取締役事業本部長就任 2014年6月 常務取締役事業本部長就任 2020年4月 常務取締役事業本部管掌就任 2021年4月 常務取締役事業本部・管理本部管掌就任 (現任)	12,000株
【選任理由】 古谷政徳氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業の事業部門における要職を歴任し、また、2003年からは取締役に務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	はま じ まさ ひろ 濱 治 雅 弘 (1961年11月4日生)	1981年1月 当社入社 2015年4月 西日本事業部 関西地区担当次長 2018年4月 管理本部 総務・人事担当部長 2019年10月 管理本部副本部長 2020年4月 管理本部本部長 2020年6月 取締役管理本部長就任（現任）	1,300株
【選任理由】 濱治雅弘氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では管理部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業の豊富な業務経験と実績を活かし、管理部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			
5	わた なべ まさ き 渡 邊 正 樹 (1962年6月11日生)	1986年4月 当社入社 2014年11月 東日本事業部担当次長 2016年4月 西日本事業部担当次長 2018年10月 西日本事業部担当部長 2019年4月 東日本事業部担当部長 2019年10月 事業本部副本部長（兼）東日本事業部担当部長 2020年4月 事業本部本部長 2020年6月 取締役事業本部長就任（現任）	－ 株
【選任理由】 渡邊正樹氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では事業全般の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、事業部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			

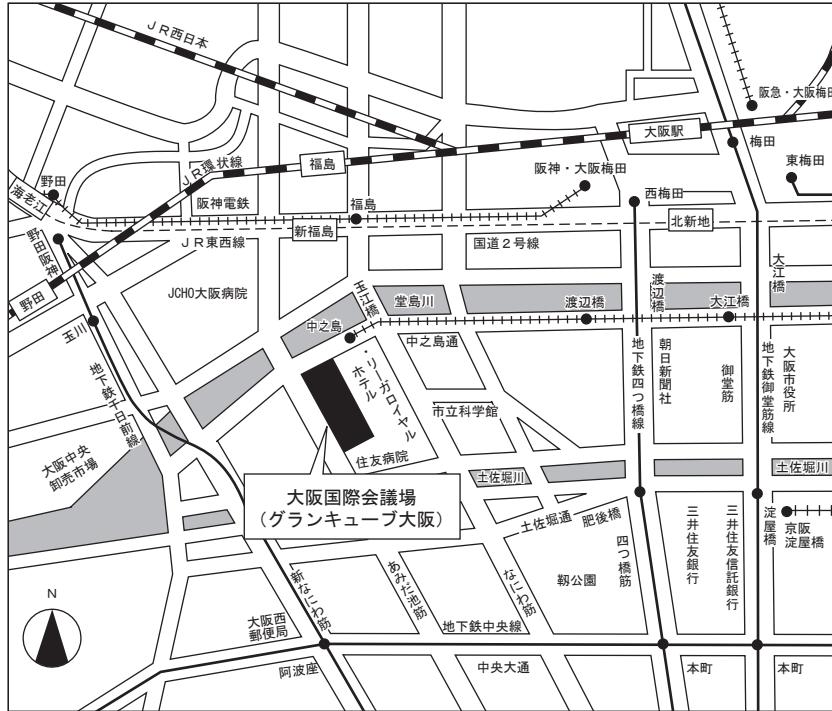
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	みやもとますゆき 宮本倍幸 (1962年9月5日生)	2007年4月 株式会社ティップネス入社営業本部付 2007年6月 同社スクール事業部長 2008年9月 同社営業第6部部长 2009年8月 同社首営2部部长 2011年4月 同社営業第2部部长 2012年3月 同社営業第2部執行役員部長 2016年6月 同社取締役執行役員 (重要な兼職の状況) なし	— 株
【選任理由】 宮本倍幸氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社ティップネスで培ってこられた豊富な知識や幅広い見識等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
12階 1202会議室



- 京阪電車／中之島線 中之島（大阪国際会議場）駅下車2番出口すぐ
- シャトルバス／「リーガロイヤルホテル」（会議場東隣）とJR「大阪駅」桜橋口の間で運行
- 大阪メトロ／中央線・千日前線 阿波座駅下車（中央線1号出口・千日前線9号出口） 徒歩約15分
- JR大阪環状線／福島駅下車 徒歩約15分
- JR東西線／新福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線 福島駅下車3番出口 徒歩約10分
- 大阪シティバス／JR大阪駅前から53番系統（船津橋行）堂島大橋下車すぐ
／55番系統（鶴町四丁目行）堂島大橋下車すぐ

駐車場のご案内 会議場北側道路「中之島通」より地下スロープへお入りください（1時間510円）